

10月から太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に向けた条例が施行されます

山口市では、ゼロカーボンシティ宣言を行い、再生可能エネルギー等設備の導入促進などの取組を進めていますが、一方で環境や周辺住民等への配慮が不十分な太陽光発電設備の設置に起因する問題も増えています。

こうしたことから、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を促すことを目的に、必要な手続き等を定めた「山口市の生活環境の保全に関する条例」を一部改正し、**令和8年10月1日から施行**します。

条例の対象

全ての太陽光発電設備、事業

【対象外】…「建築物の屋根等へ設置したもの」、「国や地方公共団体が行う事業」、「営農型太陽光発電事業」、「発電出力10kW未満で設置区域内等で専ら自家消費するもの」

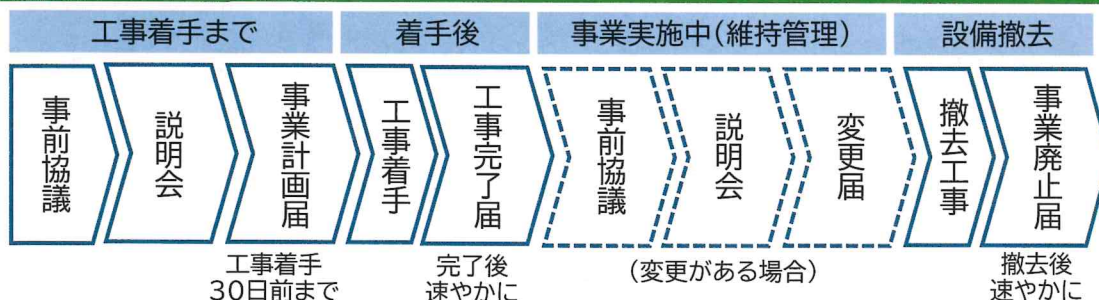
太陽光発電事業者に求められること

- ✓ 市との事前協議
- ✓ 周辺関係者への説明会の開催
- ✓ 事業計画、工事完了、事業変更、事業廃止の届出
- ✓ 設備や事業区域の適正な維持管理
- ✓ 事業区域における標識の設置
- ✓ フェンス等の侵入防止措置
- ✓ 事故や災害等による異常発生時の対応(第三者賠償保険等への加入)
- ✓ 事業廃止後の設備の適正な処分(廃棄費用の確保)

※既存設備(施行日の前日までに事業開始または設置工事着手)については、説明会の実施や保険への加入等の義務はありませんが(経過措置)、維持管理等は適用されます。

※市は、必要に応じて条例に基づき助言や指導等を行い、太陽光発電事業が地域と共生したものとなるよう努めます。

手続きの流れ



お問い合わせ先

山口市環境部環境政策課 環境共生担当(山口市役所 本庁舎3階)

TEL : 083-934-2687

e-mail : kankyo@city.yamaguchi.lg.jp

※ 詳細は市公式ウェブサイトをご確認ください ▶

